

令和7年12月 1日

令和7年度 第2回 香芝市総合教育会議 会議録

1 開催日時

令和7年10月8日（水）午前9時30分から午後10時10分まで

2 場 所

香芝市役所3階第1会議室

3 出 席 者

(1) 構成員

三橋市長、小西教育長、田中委員、青木委員

(2) 事務局

堀本副市長、井原教育部長、陀安教育部次長、大西教育部次長兼子ども家庭部次長、木原教育総務課長、松林学校教育課学校支援室長、佐竹子ども家庭部長、上平子ども家庭部次長、仲市長公室長、吉川市長公室次長、高谷総合政策課主幹、西谷総合政策課主事、藤本社会福祉課主査

4 資 料

(1) 次第

(2) 構成員名簿

(3) 香芝市いじめの防止等のための基本的な方針（案）

5 議 事

香芝市いじめの防止等のための基本的な方針について

6 議事内容

○ 事務局

定刻となりましたので、令和7年度第2回香芝市総合教育会議を開催いたします。

本会議につきましては、撮影させていただきますので、あらかじめ御了承いただきます。

それでは、会議に先立ちまして、三橋市長より御挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願ひします。

○ 三橋市長

皆様おはようございます。

本日は、令和7年度第2回総合教育会議を開催いたしましたところ、委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただき、心より御礼申し上げます。

さて、本日の議題であります香芝市いじめの防止等のための基本的な方針につきましては、令和7年7月15日に開催いたしました第1回総合教育会議において、香芝市教育委員会委員の皆様から、様々な御意見を頂戴いたしました。その御意見を踏まえ、市長部局と教育委員会部局との度重なる協議を経まして、いじめ防止対策推進法のほか、文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針、各指針やガイドラインとの整合性を図り、必要箇所を加筆及び修正し、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針を、前回配布したものから見直しをしております。事前に委員の皆様にも配布をさせていただいております。

また、本日やむを得ず欠席の委員の方にもですね、配布をさせていただきまして、説明をさせていただいて、また、御意見も頂戴しているところでございます。

これらを御確認いただきましてですね、本日、委員から御意見を改めて頂戴し、改正に向けて議論を進めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、開会の御挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ 事務局

ありがとうございます。それでは、事務局より、まず配付資料の確認をしたいと思います。

お手元の資料ですね、御確認をお願いいたします。まずは、本日の次第でございます。

続きまして、総合教育会議構成員名簿でございます。

続きまして、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針（案）でございます。

資料等で不足するものはございませんでしょうか。ありがとうございます。

次に、本会議より、新たに田中委員が教育委員会委員として御参加いただいているため、第1回総合教育会議と同様に、本会議構成員の御紹介をさせていただきます。

三橋 和史 香芝市長でございます。

小西 友吉 香芝市教育長でございます。

關野 英明 教育委員会委員は、本日欠席でございます。
中尾 茜 教育委員会委員は、本日欠席でございます。
青木 恒夫 教育委員会委員でございます。
田中 圭子 教育委員会委員でございます。
続きまして、事務局の御紹介をさせていただきます。
堀本 武史 副市長でございます。
井原 佳昭 教育部長でございます。
陀安 龍也 教育部次長でございます。
大西 雄介 教育部次長兼子ども家庭部次長でございます。
木原 健次 教育総務課長でございます。
松林 和美 学校教育課学校支援室長でございます。
佐竹 朋子 子ども家庭部長でございます。
上平 直美 子ども家庭部次長でございます。
仲 哲司 市長公室長でございます。
高谷 一男 総合政策課主幹でございます。
西谷 謙吾 総合政策課主事でございます。
藤本 利奈 社会福祉課主査でございます。
最後に私は、市長公室次長吉川 昌孝でございます。

続きまして、事務局より議事録の作成と公表等について報告いたします。議事録につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第7項の規定により、その作成と公表が努力義務とされております。香芝市総合教育会議の議事録は、事務局が作成したものを市長と教育長が署名して確定した後に香芝市ホームページに公表することを予定していますので、よろしくお願ひいたします。

また、本会議は、同法により原則として公開するとされており、併せてよろしくお願ひいたします。

以降の進行につきまして、三橋市長よろしくお願ひいたします。

○ 三橋市長

それでは、議事に入ります。

「議題 香芝市いじめの防止等のための基本的な方針について」事務局の説明を求めます。

○ 事務局

香芝市いじめの防止等のための基本的な方針（案）の説明に入る前に、今回見直しさせていただいた点について、御説明いたします。

令和7年度第1回香芝市総合教育会議において、お示しした本方針（案）に教育委員会委員より御意見いただきました内容を踏まえ、また、不明瞭であった部分を、より具体的に記載したほか、時系列表を作成するなど、より見やすい工夫を加え、修正させていただきました。詳細は、これから担当より御説明させていただきます。

○ 事務局

それでは、「香芝市いじめの防止等のための基本的な方針（案）」について、

御説明させていただきます。

なお、説明の流れでございますが、令和7年度第1回総合教育会議において一通りの説明をしていることから、目次に沿って、加筆及び修正箇所の主なところを御説明させていただきます。そのため、軽微な文言の修正等は、説明を割愛させていただきますので、御了承願います。配付資料につきましては、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針（案）となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、香芝市いじめの防止等のための基本的な方針（案）の2ページを御覧ください。

中段に記載のある「2 本市におけるいじめの認知件数及び重大事態の認定件数」ですが、前回、委員より文章だけではなく表にした方が見やすいのではないかと御意見をいただきましたので、3ページ目に表を追加させていただいております。

7ページを御覧ください。「5 いじめの理解」については、前回文章で記載しておりましたが、より分かりやすく記載するため、項目で整理いたしました。

また、「(3)人権侵害の該当性」から「(5)教職員の言動による影響」までを追加しております。

8ページを御覧ください。「第2 いじめの防止等のための対策の内容、1教職員に対する研修及び児童生徒に対する法教育の実施等」については、各項目に散在して記載されていたものを、新たに項目として整理しております。

新たな項目として整理することで、本項目を見れば、教職員に対する研修の実施内容等が分かるようにしております。

9ページを御覧ください。「2 いじめの未然防止」については、(5)から(7)までの各対応における期間を設定するなどのいつまでに何をするかを具体的に記載するなどの修正をしております。

また、(8)としていじめ防止対策校内委員会の委員構成に関する内容を追加しております。

続いて、「3 いじめの早期発見」については、11ページの(7)の懲戒処分については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に記載されているどのような場合かを明示し、委員の御意見を踏まえ、具体的な量定は削除しております。

次に、(8)については、アンケート調査の回答用紙等の一次資料の保存期間を具体的にするため追記しております。次に、(10)については、期間の見直しと調査対象とする条件を見直しております。(14)については、いじめの発生状況についての報告する回数を見直しております。

続いて、「4 いじめに対する適切かつ迅速な対応、(1) 学校における対応」では、記載内容を整理するとともに、より具体的な対応方法を追記、修正しております。

また、16ページから22ページまでにかけて、学校の対応における時系列表を追加し、場面ごとにおける学校の対応等を確認することができるよう整理しております。

23ページを御覧ください。「(3) 調査の方法」については、「ア 簡易な聴取調査」と24ページ以降の「イ 詳細な聴取調査」の記載内容を見直し、

聴取調査の方法や質問の仕方等を、より具体的に記載するとともに、時系列表などの様式を追加しております。

26ページを御覧ください。「(4) 指導及び支援の方法」については、(ア)において被害児童生徒(いじめの被害を受けたとされる児童生徒)に身体的な負傷がある場合の対応を、より具体的に記載するよう修正しております。次に、(ウ)に教職員が簡易な聴取調査やその他の指導をする場合の留意点を新たに追加しております。

次に、28ページの(コ)に、いじめがインターネットを通じて行われた場合の対応について、追加しております。

続いて、「イ 加害児童生徒に対する指導及び支援」については、委員の御意見を踏まえ、被害児童生徒が安心して学習活動等に取り組めるように、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導するなどの内容を追加しております。

31ページを御覧ください。「7 関係機関との連携、(1) 警察との具体的な連携の方法」については、警察との連携をする必要がある具体的な例示をより詳細になるよう修正した上で、併せて32ページのイに文部科学省初等中等教育局長通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」に記載されている事例を追記しております。

次に、33ページのウ以降には、対応方法を具体的に記載するよう追加及び修正しております。

また、34ページを御覧ください。「(3) 転校先の学校等との連携方法」を追加し、加害児童生徒又は被害児童生徒が転校や進学した場合の対応について記載しております。

35ページを御覧ください。「9 必要な設備の整備」では、「(1) 防犯カメラ等の整備」については、記載内容をより具体的に修正し、「(2) 相談室の整備」の記載を追加しております。

36ページを御覧ください。「第3 いじめ重大事態の対応」については、40ページの「(2) 重大事態調査の要領」を詳細な聴取調査の実施方法等について、24ページと整合を図るため、修正をしております。

また、44ページから46ページまでにかけて、重大事態の調査報告書を作成するための標準的な項目一覧の表を追加し、重大事態の調査報告書の作成に当たり、表でチェックできるようにしております。

47ページを御覧ください。「第4 今後の見直し等」については、本基本方針では、いかなる場合に、いかなる者が、いかなる時期に、いかなる行動をすべきということが、その記載そのものから看取することができることを旨として記載内容を工夫しております。全国的にも先進的な事例であると考えられますが、それゆえに、法の改正や本市の教育環境を取り巻く環境の変化等を受けて修正する必要が生じる場合のほか、この市の基本方針を実際に運用していくに当たって改善する必要が見いだされることも想定されます。

したがいまして、軽微な事項については市長及び教育長の協議により、他の事項については必要と認められる都度、総合教育会議において改正していくものとする旨を記載しております。

また、以降のページにつきましては、本基本方針の様式を添付しており、今回の見直しに当たって、様式を追加しております。

説明は、以上でございます。

○ 三橋市長

ありがとうございます。事務局の方から、前回からのですね、修正点を主に説明をしてもらいました。

また、新たに田中委員も新任で出席していただいておりますので、大変重要な事項でございますので、改めて私の方から全体的にですね、中身も含めて、簡単に委員の皆さんと共にですね、確認をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

少しお時間いただきますけれども、長くなるようでございましたら、途中休憩を挟んで再開したいと思います。

少し事務局からの説明とかぶるかも分かりませんが、教育委員会事務局と市長部局とであらかじめですね、度重なる協議を経ている。その中でですね、特に重要だと思われるところについて、私から改めて説明をし、委員の皆さんと共有を図った上でですね、合意いただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず1ページ目でございますけれども、「はじめに」のところでございます。

第1段落につきましては、このいじめを受けた子どもの教育を受ける権利を、著しく侵害するものであるということを、まず始めにしっかりと記載をしております。また、これが人権問題であることもしっかりと記載をさせていただきます。

2段落目につきましては、ただ、学校という、ある種閉鎖的なところで、教員の皆さん的人数も限られている中でですね、いじめに関しては、必ずしも客観的な証拠というものが保全されるような状況で行われるわけではないということを確認をいたしまして、加害者の特定も始めとしましてですね、加害行為の対応や被害の状況等について、事実の認定が困難である場合も少なくないということ。

また、仮にいじめというものが発生した場合であってもですね、加害者をいたずらに糾弾するというようなことではなくて、多くの場合においてですね、加害者はいまだ可塑性に富む年齢でもございます。今後の健全な成長に向けて、適切な環境の下で、教育を受けられるようになることが望ましいということを確認をさせていただくと、前回青木委員から重要な点として御指摘をいただいた点でございます。

これらを受けてですね、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処についてはですね、いじめを絶対許さないという強い決意のほかにですね、このいじめ防止対策推進法を始めとした法的、医学的、心理学的、教育的な行動能力を要し、それらが適切に発揮される組織的な体制を整備しておくということが必要であるということを確認的に記載してございます。

最終段落でございますけれども、国においてはですね、文部科学省が策定しているいじめの防止等のための基本的な方針、また、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン。これらが制定された後、幾度か改正を経ております。

また、全国の自治体におきましてもですね、自治体あるいは学校の設置者等におきましてですね、社会的にも、数多くの事例が蓄積されてですね、第三者委員会の調査報告書等も整理されているところでございます。

こういった過程を経て、いじめそのものについての分析が進んできたというだけでなくですね、いじめの防止等のための学校や、その設置者による対応に関して、留意すべき事項等についても整理がされてきた状況にございます。

改正前ですね、本市の基本方針のような抽象的な記載にとどまらずですね、学校、また、教育委員会との関係者がいかなる対応をすべきであるかということについて、可能な限り具体的に記載することが望ましいと考えている、いうところにつきましては、前回の総合教育会議でも、委員の皆さんからも、方向性として御同意をいただいているところでございます。

その上で、いかなる場合に、いかなる者が、いかなる時期に、いかなる行動をすべきかということが、この基本方針の記載そのものから看取することができるようにして、より一層ですね、効果的にいじめの防止等を図っていくために、今回の改正を図ろうとするものでございます。

これらを確認的に「はじめに」という項目で記載をしております。

2ページ目でございますが、「いじめに関する基本理念」につきましては、現行のいじめ防止等のための基本的な方針等々とほぼ同じでございますけれども、3段落目の特にですね、加えてというところに関しましては、いじめは当事者間の問題であるだけでなく、他の児童生徒にも関係する問題であるということ。

また、これが社会全体の問題であるということに留意するとともに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び身体を保護することが全てに優先するものであるということを確認的に記載してございます。

そして、保護者、学校、教育委員会、本市地域住民その他の関係者の連携の下で、いじめの問題を画することを目指して行わなければならないということが、いじめに関する基本的な理念として掲げております。縦2のいじめの認知件数等につきましてでございますけれども、前回の総合教育会議でも、前任のですね、田中委員からも御指摘ございましたけれども、いじめの認知件数だけを見るとですね、積極的に認知することができているように見受けられるという現状でございます。

しかしながら、個別具体的な事象について見ると、必ずしも適時適切に認知することができないものもございますので、留意する必要がございます。

認知件数につきましては、3ページに記載している表のとおりでございますけれども、対人数当たりのいじめの認知件数といたしましては、本市においては、積極的に認知が行われているということでございます。もちろんですね、後記にもありますけれども、これらは本市において特段いじめが多い自治体なのだということではなくて、積極的にいじめを認知することとして、その上で適切に対応を図ろうとしているということの表れであるというふうに考えてございまして、文部科学省においても、いじめの認知件数が少ないということは、いじめの件数が少ない良い学校なのだということではなくて、むしろいじめを積極的に認知している学校については、いじめに対して積極的に対応なされる、適切に対応しようとしている学校であるという評価をするという見解を出されておりますので、むしろそういった方向での取組が、本市でも行われているものであるというふうに考えてございます。そういうことが記載をしてございます。

3ページ目につきましては、いじめ防止対策推進法のいじめの定義ですね、

社会通念上用いられているいじめの定義と、いじめ防止対策推進法において規定されているいじめの定義について、少し乖離がございますけれども、法律上のいじめの定義を記載してございます。現行の基本方針とかぶるところございますが、4ページ目の上の方ですね、特に重要な要素は、①心理的又は物理的な影響を与える行為であること。②として、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じていること、この2点が重要な要素を占めます。

そしてですね、一定の人的関係というものも必要とされてございますので、(2)のところにその要素について記載されてございます。これは、学校の内外を問わず同じ学校、学級、部活動、塾、スポーツクラブ等の当該児童生徒が関わっている仲間、集団やグループなど、当該児童生徒と何らかの人的関係を有していることが要件とされているものでございます。

従いましてですね、無差別的なものについては、これは一定の人的関係というものがございませんので、いじめには該当しないということになります。

その次にですね、(3)に移りまして、「法におけるいじめの定義と実際の教職員の認識との乖離」という項目でございます。法はですね、比較的若い法律でございますが、施行されてから浅い時期しか経過してございませんが、法におけるいじめの定義は広く捉えられております。この理由はですね、ささいな行為が予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという、これまでの事実を教訓として学び取った上で規定されたものでございます。

したがって、初期段階のいじめであっても、学校又はその設置者がいじめとして認知し、組織として対応していくことが重要であると考えられているからでございます。初期段階のいじめは、児童生徒のみで解決できることも多々ございます。教職員が適切に関わりながら、自分たちで解決する力を身に付けさせることも重要です。

しかしですね、前述のとおり、いじめにつきましては、ささいな行為が予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるということは、過去の多くの事例からも明らかであります、これらを国家としてですね、教訓として、いじめの定義を改め、法律で定義を規定するに至ったという経緯がございますので、教職員が経験不足や知識不足により、法の定義を逸脱して、「このような事案までいじめと数えたら一体何件まで膨れ上がるのか。」、あるいは「1回きりの行為だからいじめとして認知すべきではない。」、「これくらいの行為は昔はよく行われていたので問題がない。」、「児童生徒が欠席に至ったのは、いじめだけが原因ではない。」、「これをいじめとして認知してしまうと、加害児童生徒の将来に影響を及ぼしてしまう。」、「被害児童生徒が加害児童生徒を許したからいじめとして認知すべきでない。」などというような声が誤った独自のいじめの概念によってですね、いじめに該当するかどうかや重大事態に該当するかどうかを判断することは、先ほど申し上げた教訓を無視するものでございますし、本来であれば、統一的な基準に基づくべき認知件数等の計数を案件ごとに一貫性のないものにしてしまう可能性があるので、これらの対応ですね、不適切な対応とならないように留意することが、必要であるということをお伝えしてございます。

5ページの(4)につきましては、本市が講ずるべき措置ということを、一般的なものとして記載してございます。

5ページの縦4の(1)いじめの「実体的要件」につきましては、ほとんどですね、現行の基本方針と変わらないところでもありますけれども、他の自治体のいじめ防止基本方針等も参考にしながら、加筆修正をしているところでございます。

先ほどと少し重なるところもございますけれども、いじめといいますとですね、集団によるものが、一般的に想起されるものでございますけれども、集団における差別ではなく、一対一の関係においてもですね、いじめに該当するということも確認できるように記載しておりますし、先ほど申し上げたいじめの該当性の要件として、心身の苦痛を感じているものという要件がありますけれども、これらは限定的に解釈されることがないようにする必要があるという解釈の指針についても記載してございます。

今キのところですね、それを受けましてクのところでいじめの被害を受けていても、被害児童生徒がそれらを否定する場合が多々あるということも踏まえまして、そのような場合には、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして判断するということも記載してございます。

また、インターネット上の誹謗中傷につきましてもですね、これらはいじめに該当するということも、サのところで確認的に記載しているものでございます。

6ページの下の(2)に移りますが、いじめの具体的な対応の一例として、これらは従前からですね、国や現行の市の基本方針等でもですね、記載されている一般的なものとして確認的に記載しているものです。

(3)の「判断主体」についてでございますが、いじめの認知を誰がするのかというところが、これまでですね、他の自治体でも一般的にはですね、明らかにされておりませんでした。そこでですね、組織的な対応というところが重視される様々な第三者委員会の報告書においても、いじめの認知が適切に行われていない、あるいは、組織的な対応が取られていないというところが、これまで重ねて再三にわたってですね、指摘をされてきましたので、その教訓を踏まえまして、(3)として判断主体として明示しているところでございます。

いじめの該当性の判断は、特定の教職員によってすることなく、学校がする場合には、法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織としての、いじめ防止対策校内委員会又は学校の管理職が行うことを明記しております。

そして、教育委員会がする場合には、教育長、教育部長、教育部次長又は学校支援室長が行い、いずれの場合においても該当するときは、直ちにいじめとして認知するということを明示してございます。

これによってですね、教職員によっていじめの該当性の判断が異なるという問題が現実としてありますので、それを組織的な対応とすることで、その不均衡ですね、可能な限り是正しようというものでございます。

7ページ目の縦5でございますが、「いじめの理解」という項目でございます。(1)から(6)までございますが、まず、被害側と加害側の流動性について、確認的に記載をしてございます。いじめはですね、いずれの児童生徒にも、いずれの学校でも起こり得るものでございます。取り分けですね、嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わぬいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験しているものでございます。

ある案件については被害児童生徒とされていたものであっても、別の事案では加害児童生徒側に回るという可能性もある。

また、その反対もですね、あり得るということ、被害側と加害側の流動性があるものであるということも留意点として記載してございます。

そして、(2)の「結果の重大化」につきましては、これは先ほどから繰り返し申し上げているとおりでございまして、暴力を伴わないいじめであっても、暴力を伴ういじめとともにですね、生命又は身体に深刻な危険を生じさせるものであると。

また、行われた回数が1回限りであっても、生命又は身体に深刻な危険を生じさせるものであるということも記載してございます。そして、「人権侵害の該当性」でございますが、これは「はじめに」の項目でも記載しましたが、いじめの多くは、他者の人権を侵害するものであるということを明示してございます。そしてですね、先ほど申し上げましたが、必ずしも集団における差別が伴うものではなくて、一対一の関係においても行われるものであり、そのような場合であっても、人権を侵害するものであるということを記載してございます。

犯罪、「(4) 犯罪行為の該当性」でございます。いじめは、暴行、傷害、自殺関与、脅迫、強要、逮捕及び監禁、強制わいせつ、名誉棄損、窃盗、強盗、恐喝、器物損壊等の行為に当たるときは、単にいじめであるというだけなく、犯罪行為に該当するものであるということを明示しております。

また、(5)につきましては、「教職員の言動による影響」というものでございます。

これまでですね、教職員の皆様は、多数の方はですね、しっかりと対応していただいているところでございますけれども、場合によってはですね、いじめを黙認してしまったり、あるいは、加担してしまったりというような事案が他の自治体等でも、やはりですね、社会問題化してきたところを踏まえましてですね、教職員の言動がですね、児童生徒に対して大きな影響を与えるものであって、その何気ないものであっても、いじめを誘発し、若しくは助長するおそれがある。

また、いじめに該当する行為が容認されるものと捉えられるおそれがあるということに留意すべきであるということを記載してございます。

(6)については、「いじめを許容しない共通認識の醸成」というところで、こちらも現行の基本方針の内容を踏襲しているものでございます。

8ページの第2に移ります。「いじめの防止等のための対策の内容」についてでございます。まず、縦1として、「教職員に対する研修及び児童生徒に対する法教育の実施等について」でございます。

これはですね、(1)の項目がアからオまでございますけれども、教職員向けの研修を実施することですね、しっかりと明記をしておりまして、その内容につきましては、いじめ防止対策推進法を始めとする関連法令等に関する知識を習得させるもの、そしてですね、いじめにより被害児童生徒及びその保護者らが受ける精神的苦痛の重大性やその解決に向けて、教職員が重要な役割を果たすべきものであることを深く理解させるとともに、いじめに対して適切な対応を怠った場合においては、その精神的苦痛を一層増大させることとなることのほか、そういうことが被害児童生徒に対する不法行為に該当して、本資料及び

関係する教職員に損害賠償責任が生じることなどについても、法的な側面で理解を促すものとするもの。

そして、ウについてでございますが、教職員がですね、いじめに関して聞き取り調査等を実施することになりますが、現状でもしていただいているわけでございますけれども、児童生徒の供述の特性というものを意識して、児童心理学的な知見を踏まえて、主に次の各点について理解を深めるもの。この各点につきましては（ア）から（ウ）までございます。児童生徒は、質問者からの暗示を受けやすく質問者に迎合しようとする傾向があること。

（イ）として、児童生徒は繰り返し聞き取り調査を受けることにより、精神的な負担が加算的に積み重ねられることがあること。（ウ）については、聞き取り調査の様子をですね、録音録画することはですね、（ア）、（イ）の問題点を克服するために必要なものとされていること。（ア）、（イ）につきましてはいわゆるですね、児童生徒の特性に応じてですね、例えばその質問の仕方について、「誰々さんから蹴られたんだよね。」あるいは「殴られたんだよね。」それが曖昧な「はい。」と供述をしている児童生徒に対して「しっかりと言わないと大変なことになるからね。」というような、こういった質問の仕方は、基本的にもう既に教育現場でも悪い例として挙げられているものでございますけれども、なかなか浸透していないところもございますのでしっかりと記載しているところでございます。

（イ）についてはですね、いじめの被害をですね、繰り返し聞き取り調査に応じることになるとですね、それらが、いわゆる2次的な被害といいますか、その辛い経験を何度も繰り返しですね、記憶を管理されて、共有しなければならないということは、それ自体が負担になるということも確認的に記載をしているものでございます。これらはですね、一般的にいわゆる司法面接等でも、もう既に様々な研究が行われてきておりまして、こういった知見を生かそうというところで、今回も記載をしているところでございます。あとは、エ、オについて記載のとおりでございますね。

あとは、（3）で、法教育等もですね、今回一部の学校において、検察官による法教育も実施をしていただいたということを聞いてございます。いじめに関しての焦点を当てたものであったり、当てないものであったりするかも分かりませんが、法教育ということがありますね、いじめは重大な人権侵害行為であって社会的に厳しく非難されるものであるということをですね、中心に指導内容として含めてはどうかというような方向性の記載がございます。

9ページ目の縦2でございますが、「いじめの未然防止」についての項目でございます。（1）についてはもう記載しているとおりでございます。（2）についても、記載のとおりでございます。

（3）についてはですね、前回青木委員からも御指摘いただきましたが、「加害児童生徒に対してのアプローチも必要ではないのか。」ということを御指摘いただきましたが、その点に少し関連して、「（3）いじめの背景にある児童生徒の抱えるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。」というところをもう少し記載してございます。あとはですね、（1）から（4）については一般的な記載でございます。

（5）から（8）につきましては、毎年度の各学校におけるスケジュール的なところの記載でございます。各学校は、毎年度4月7日までにですね、始業式が行わ

れる頃までに、市の基本方針に基づく学校いじめ防止基本方針を策定します。学校いじめ防止基本方針の策定については、これは法律に規定されている事項でございますが、毎年度見直すということを明らかにして、しかも年度当初に策定をするということも明らかにしているところでございます。

学校の基本方針に記載すべき事項としまして、当該年度におけるいじめ防止対策校内委員会の委員の氏名、役職、また、他にですね、いじめの防止のための取組にかかる年間計画を記載するとともにですね、過去に当該学校で生じたいじめ事案の事例や、その反省を踏まえたものを記載する。

また、当該学校で校舎の構造等もございますが、それらを踏まえて、当該学校で人目が付きにくくいじめが生じやすいと考えられる場所等の、各学校の実情に応じた具体的な内容を特筆することとして、学校の基本方針というものが、他の自治体の例でも見られますが、市のいじめ防止基本方針をそのまま、まるでコピー・アンド・ペーストしているかのようなものもございますが、そうではなくて、同じものを記載しても仕方ありませんので、その各学校のですね、実情に応じた具体的な内容を記載するという、学校のいじめ防止基本方針に記載すべき内容を明らかにしているものでございます。

(6)につきまして、学校の基本方針は市の基本方針と共にですね、各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容をですね、新入生及びその保護者については、入学説明会において、それ以外の児童生徒については、毎年度5月31日までに設ける全校集会又は学年集会等において、教育部においては、これはクラス単位でも差し支えないという判断をいただいているということで聞いてございますけれども、その保護者において説明をすると。またですね、新入生以外のですね、児童生徒の保護者及び関係機関については、毎年度7月31日までに設けるPTA総会や保護者懇談会等において説明することとするということを記載してございます。

(7)についてでございますが、これは学校におけるいじめの防止等を実効的に行い、組織的な対応をするために中核的な役割を占めるですね、役割を担っていただく組織としていじめ防止対策校内委員会を置くということを記載してございます。

これは、法律に基づく事項でございますが、いじめ防止対策校内委員会についてはですね、他の自治体等においての第三者調査報告書等において、組織ですね、本市でいいますと、いじめ防止対策校内委員会になるわけですが、これですね、構成員が例えば10人ほど選任されている事例が多いわけですから、10人の委員が選任されているにもかかわらず、いじめ防止対策校内委員会が開催されていない、あるいは、開催されたという記録が残っていても、出席委員が2人であったり3人であったり、井戸端会議と変わらないようなですね形態でずるずる行われてきているというような事例が数々の第三者委員会、第三者調査報告書においても、これが組織的な対応を妨げている要因であるというふうに記載されているものも少なくありませんので、いじめ防止対策校内委員会を開催する場合は、毎回全ての委員が出席する必要はないが、少なくとも関係する学級や学年の教職員がなるべく出席するようにし、委員の3分の2以上の出席に努めるとともに、恒常的に欠席する委員がないようにするという記載をしてございます。

ここにはですね、スクールカウンセラー等も含まれることになりますけれど

も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの皆さんのが委員としては選任されているけれども、1度も委員会に出席されていない事例というのがかなりありますので、そういうことがないように、注意的に規定するものでございます。ただ、一方でですね、学校において委員の先生方が全て予定を組んでですね、そろうっていう日を作るっていうのは、難しいものでございますので、毎回全ての委員が出席する必要はないということも明記をさせていただいているということでございます。

そこではですね、毎年4月15日までにですね、市の基本方針及び学校の基本方針についての認識を共有するというようなことは書いてございます。

(8)については先ほど申し上げましたが、委員としては、その構成員としてはですね、生徒指導主事、又は生徒指導主任、その他の生徒指導を担当する教員、そして半数以上の学年主任、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーを含め、6ないし10人の教職員を選任することとして、校長又は教頭を含めることも差し支えない旨を明記してございます。委員のうち、最も上席の者を又は校長が特に指名する者を委員長とするということを記載してございます。これによってですね、教育委員会あるいは教育委員会事務局において、各学校におけるですね、いじめ防止対策校内委員会の組織において、その構成員にばらつきが出るというような事態を防止して、教育委員会等においてもですね、各学校整合性を図りながら、^{ひょうそく}平仄を取りながらですね、対応をしていくことができると考えています。

10ページ目の縦3に移りますが、(1)、(2)については、現行においてもですね、記載されている内容でございます。

(3)についてもかぶるところございますが、いじめの早期発見というところで、「教職員は、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、遊びやふざけ合いを装うなど、大人が気付きにくくいじめと判断しにくい態様で行われることが多いことに留意する。」

(4)については、「教育委員会事務局が教職員に対して実施する研修は、いじめの早期発見を実現するため、いじめの定義を正しく理解させるとともに、児童心理に関する基礎的な素養を身に付けさせるための教育学的、心理学的な要素を含めるものとする。」です。

(5)についてはですね、実際にいじめの申告等を受けた場合において取るべき対応が記載されてございます。

そしてですね、(7)については、前回少し教育委員会委員からも御意見いただきましたが、いじめへの加担等が疑われる場合についてのですね、事実関係の調査あるいは、該当する教職員に対する懲戒処分の記載でございます。

(7)について、重大事態調査ガイドラインですね、これは文部科学省のですね、策定しているいじめの重大事態のガイドラインですね、重大事態調査ガイドラインでございますけれども、ここの45ページ目に記載がございまして、第3節、調査後に学校の設置者において検討を要する事項としてですね、以下のような記載がございます。

「法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめの加担等が疑われる場合には、改めて学校の設置者として、教職員への聞き取り等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば教職員へ懲戒処分等を行う必要がある。」との記載がございます。

こういった記載があることを踏まえて、本市においてはですね、教職員がいじめの被害を受けたこと、若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合において、報告を一定時間以上にわたって怠り、あるいは、いじめを隠蔽し、又はいじめに加担した場合には、懲戒処分の対象とすることが考えられ、その管理監督を怠った学校の管理職についても同様であると記載をしてございます。

当然、県費負担教職員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第1項の規定に基づく内申を行うということが考えられるという記載がございます。これらはですね、当然、香芝市だけが厳しく対処するということではなくて、文部科学省の作成しているガイドラインに沿った対応を行うということを確認的に記載しているところでございます。

(8)につきましては、資料の保管期間についてでございます。よくですね、今までの第三者調査委員会の報告書でも問題視されてございましたけれども、いじめの早期発見を目的とするアンケート調査をですね、定期的に各学校において実施をされてございますけれども、いじめが表面化していじめに対するですね、重大事態調査等を行う際にですね、学校が一次資料をもう破棄しているというような事例が多々見られます。保管期間が1年であったりとか2年であったりとか、短期間で定められている場合が多いわけでありますけれども、ただいじめの調査っていうのは、かなりいじめ事象が発生してから1年後、2年後あるいは3年後にですね、表面化するということも考えられますし、調査自体が1年、2年かかるということは少なくありませんので、その場合にですね、一次資料を破棄していることがいじめの重大事態調査等の客観的な事実調査あるいは学校等の対応の事実調査に関しての調査に支障をきたすというような事例がたくさんございますので、そういう意味で資料の保管期間をですね、明示しているものでございます。

ここはですね、ちょっと読み上げますが、教育委員会事務局は、児童生徒一人一人に対し、いじめの早期発見を目的とするアンケート調査を定期的に毎年度少なくとも現行2回のようでございますけれども、3回実施するということでございます。3回実施し、アンケート調査の結果について、学校の管理職がその全てを確認することはもちろんのこと、明らかにいじめの懸念のないものを除いて、教育部長、教育部次長及び学校支援室の教職員がアンケート調査の回答用紙等の一次資料を確認する。そして、その当該一次資料は、その関係する児童生徒が18歳に達する日の属する年度、4月1日生まれの児童生徒については、当該年度の前年度の3月31日、いじめに関する調査が実施されている場合で、当該一次資料が関係する児童生徒のものであるときは、当該調査が終了する日のいずれか遅い方まで保存するとしております。

また、アンケート調査等のその確認すべき役職者等を明記しているものでございます。また、(9)についてもですね、これは数々の調査報告書でも注意喚起しておりますけれども、いじめの早期発見を目的とするアンケート調査は重要なものとして実施をされておりますけれども、このアンケート調査においていじめに関する記載がないからいじめがないと断定してはならないと注意をしております。

そして、(10)についてはですね、前回の総合教育会議でも委員から御指摘をいただいたところを少し修正させていただいております。「教育委員会事務局は、

毎年度8月31日までに、前年度において、在籍する児童生徒の単位人数当たりの件数に照らして、いじめの認知件数が極端に少ない学校について、いじめの該当性の判断が正しく行われているかどうかを調査するものとする。」と記載してございます。

前回はですね、小学校は最も少ないところに、中学校は最も少ない1校について調査すると記載してございましたが、極端に少ない学校についてですね、調査対象とする。教育部で今考えている調査の方法としては、簡単な一次資料の確認とともに、各教員に対してですね、具体的な事例問題を挙げて、この場合はいじめに該当すると判断しますかしませんかという、簡単な調査を考えているというところでございます。

(11)については、学校ですね、「児童生徒、保護者、教職員等がいじめに関する相談をすることができるよう、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置する。」ということを記載してございます。この場合において、先ほども申し上げましたが、それらを配置する実態が形骸化することのないようにし、具体的な活動内容は伴うものとするため、教育委員会事務局はそれらの活動内容についての報告を求めるものとするという記載がございます。

そして(12)でございます。これはですね、第三者委員会による調査あるいは校内委員会もそうなんですけれども、これらがですね、非常に難しいところなんですね。これはどういったことかというと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各学校に派遣しますけれども、その派遣したスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が、児童生徒等からですね相談を受けて、その相談内容についてはですね、基本的に守秘義務が課されるわけですね。守秘義務が課せられるんですけれども、そのスクールカウンセラーの皆さん、いじめ防止対策校内委員会の委員に選任されている事例が一般的なものだと思います。

その場合に生じる問題として、スクールカウンセラーとしてですね、聞き取った内容、児童生徒等、教職員等含めてですけれども、聞き取った内容をそのいじめ防止対策校内委員会の委員と共有してよいのかどうかという問題があります。共有した場合にはですね、「なぜほかの先生にその情報がいっているんだ。」ということが、児童生徒の保護者等から苦情の申出を受ける場合というのも多々ありますし、反対にですね、共有しない場合には、「スクールカウンセラーにもしっかりと伝えていて、なぜ組織的に共有されていないんだ。」という指摘を受けることもあります。これは両方の場合に批判が想定されますし、実際そういった事例が多々あるので、そこで本市においてはですね、あらかじめですね、スクールカウンセラー等の相談についてはですね、その対象者の同意を取得して、基本的にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方が聞き取った内容をですね、聴取内容を学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会の委員並びに教育委員会事務局の職員の間等ですね、聴取内容を共有することに同意を得ておくという事務手続を明文化しているものでございます。

あとは、ですね、(13)では、いじめに関する申告や相談、通報することができる窓口については、学校又は学校支援室として、学校又は教育委員会事務局はその旨を明確に周知するという記載をしております。

そして、12ページ以降は前回からほとんど変わっていないと思いますが、「学校における対応」として、まず、教職員（1）のアですが、教職員はいじめの被害を受けたこと、若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、簡易な聴取調査を実施する。

特に、そのいじめが直前に行われたものと思料されるときは、直ちに実施をするということです。

よく問題になるのが、いじめの申告をしたにもかかわらず、教職員がそのまま、ほかにも用事があるんでしょうけれども、申告した児童生徒にとっては、放置されてしまったと感じることが少なくないことから、これはもう直前に行われたものと思料されるときは直ちに実施するということを明文化します。

そしてですね、簡易な聞き取り調査を実施したときについては、もう統一的な様式で簡易な聴取調査報告書を作成して、学校の管理職といじめ防止対策校内委員会に提出すると記載してございます。簡易な聴取調査報告書を作成する暇がないときは、直ちに口頭により学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に報告をして、追ってですね、聴取調査報告書を作成し提出するということを記載してございます。

イにつきましてはですね、いじめにおいてですね、いじめの被害を受けた結果、児童生徒が身体的に負傷することがあります。その場合にですね、よく問題視されるのが、教職員が手当を後回しにしたというところで、児童生徒の保護者から苦情をよく受ける事例があります。そういうことをするために、教職員はいじめの被害を受けたとされる児童生徒に身体的な負傷がある場合は、直ちに負傷行為を確認して手当し、いじめの被害を受けたとされる児童生徒の同意を得て負傷部位を写真により記録するというようなところですね。

またですね、教職員はですね、いじめの被害を受けたこと、若しくはいじめを目撃したことの申告を受けた場合又はいじめに該当する疑いのある事象を発見した場合は、直ちにですね、先ほど申し上げた簡易な聞き取り調査と負傷部位の手当と、引き続いて、防犯カメラの撮影画像等に基づいて客観的事実を確認するという項目を記載してございます。防犯カメラの撮影画像等は時間の経過とともにですね、データが上書きされて消去していくものであることに留意して証拠が失われることのないように保全に努めなければならないと記載してございます。

そしてですね、この防犯カメラの撮影画像等の取扱いについては、別途要綱を定めているところでございますので、それに基づいて運用していくことになりますが、この防犯カメラの撮影画像等についてですね、児童生徒の供述内容との整合性を確認して、その信用性を判断するために用いることが有効な場合がありますので、児童生徒の供述内容が整備されていない段階で、供述者たる児童生徒に開示しないように留意するということでございます。

これはどういったことかというと、児童生徒あるいは教職員等からの聴取調査というのは当然想定されて現状でも行われているわけですけれども、結局、現場の教職員の皆さんのが一番困るのが、この児童生徒あるいは聴取対象者の供述の信用性だと思います。

その信用性をめぐってですね、もうずっと永遠とですね、調査が続くと、それによって教職員の皆さんのかなりの負担が増している事例っていうのが、ど

この自治体でもありますけれども、その場合にですね、防犯カメラ等の客観的な事実を確認できるものがあれば、その負担軽減が図れるというものでございます。

ただそれをですね、供述者に見せるかどうかっていうタイミングは、やっぱり慎重にしなければならないわけです。供述してくれている児童生徒のその信用性ですね、それを判断しなければならないわけですけれども、これを最初に防犯カメラ映像を見せてしまうと、当然その防犯カメラ映像に沿った供述をしてしまいます。それはそれでいいんですけども、ただ、防犯カメラ映像がない部分についての信用性が今度分からないということになってしまいます。なので、供述等のですね信用性の判断についての研修を行なって書いておりますけれども、そこでも取り扱っていただくことになりますけれども、供述者のその信用性を判断する技能も磨いていただく必要があると。

その具体的な取組として、まず一通り供述を求める。一通り供述を求めた上で、客観証拠があるところについては、その整合性も判断をして最終的に供述の信用性を判断するという経過を経ないといけません。これは、裁判所でも行われておりますし、他の諸機関でも行われている手法ですけれども、基本的には供述をまず一通りしていただいて、その上で客観証拠、あるいは、他の児童生徒との供述の整合性も踏まえながら、その当該供述の信用性を判断しなければなりません。なので最初には防犯カメラの撮影映像画像等は、まあ閲覧させないと、ある程度供述内容が定まった後に開示をするというようなことを注意的ですね、記載しているものでございます。

あとはですね、エのところですが、学校は後記7に記載してございますけれども、特に悪質な、類型の犯罪行為に該当するものを発見した場合は、いじめの認知の手続を待つことなく、即時に警察に通報するという記載をしてございます。

そしてですね、オのところでは、最初に申し上げましたけれども、基本的に申出、申告等を受けた場合には、一定時間以内にいじめ防止対策校内委員会を開催していじめの該当性を判断することとします。いじめに該当するときは直ちにいじめとして認知をして、「いじめ認知報告書」を作成することになる。そして、いじめ防止対策校内委員会を開催したときは、いじめ防止対策校内委員会議事録を作成することを記載してございます。

ただですね、いじめに該当することが明らかなものについてまでいじめ防止対策校内委員会の開催を求めてしまうと学校の負担が大きくなりますので、これは現状でもしていただいていることだと思いますけれども、学校は当該申告に係る事象、又は教職員が発見した事象がいじめに該当することが明らかである場合には、学校の管理職がいじめの認知のしたときは、そのいじめの該当性を判断するためのいじめ防止対策校内委員会を開催することを省略することができるというふうにしております。

ただし、いじめ認知報告書の作成は省略することができません。キのところですけれども、これもほかの自治体でもかなり頻繁に行われてしまっていることなんですけれども、いじめ認知報告書とかそういうものをですね、記載するときに、日付を遡ってですね、記載をしたりすることがよく学校や教育委員会等で行われています。

そうなるとですね、例えば、実際には5月1日にいじめ事象が発生している

にもかかわらず、認知が6月1日にまで遅れてしまったっていう場合であっても、なぜかですね、学校現場で作成していただくその書類にはよく5月1日の時点で認知をしたというような報告書が上がってくることがあるんですけれども、だけどそれは虚偽の公文書を作成していることになりますので、これはですね、作成日付やいじめとして認知した日付を遡って記載したり、内容をですね遡って修正したりするなど、真実と異なった事実を記載することは、これは虚偽公文書作成に当たりますよということは注意的に記載してございます。そういうことがないようにですね、今も私就任してから徹底するようにお願いをしているところですけれども、この方針にも記載をしているところでございます。

なので、いじめの被害を受けた児童生徒あるいは加害児童生徒側もそうなんですけれども、学校がどのような対応をしていたのかっていうのが、その書類でしか後で分からぬわけですよね。

そこで、被害児童生徒あるいはその保護者が、いや、いじめ認知はもう当初からしていましたよ、認知した上で適切に対応していましたよっていうことを学校あるいは学校の設置者から虚偽の報告をされると、やっぱり真実何があったか分からぬというわけではありますので、今後いじめ認知報告書等にはもう当然のことならば、ありのままを書いていただくということが必要であるということが記載しているところでございます。結構ですね、他の現場の教職員の皆さんにはよかれと思ってですね、日付を遡って書かれているんですよね。多分悪気があってされているわけではなくって、学校としてこう対応すべきだったということを分かっていますよということを何か言いたいがために記載していただいたり、本来こうあるべきはずですっていうような内容の公文書を事後に体裁を整えてくれていたりするような傾向がありますけれども、それは例え良かれと思うってしていただいているんですが、駄目なことなんでそうならないようにお願いしたいと思います。

あとですね、クのところで、いじめの認知をしたときには、被害児童生徒の自宅に架電し、又は家庭訪問し、被害児童生徒及びその保護者に対し、徹底して被害児童生徒を守り通すことを始めとして、市の基本方針及び学校の基本方針に基づいて対応していく旨を説明することとします。

ケのところですけれども、いじめの認知をしたときには、いじめ防止対策校内委員会を開催して、被害児童生徒及び加害児童生徒への支援や、指導の内容及びその方法、被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への連絡の内容及び保護者との連携の方法、いじめの客観的事実を確認するための詳細な聴取調査に係る具体的な方針及びその体制について決定することとします。ただし、事実関係が明白な場合は、詳細な聴取調査を省略することができるものとして、また、詳細な聴取調査を実施する場合は、2週間以内に着手することとしなければならないということも記載してございます。この方針を決める委員会にはできるだけですね、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカーが出席することとすることも記載をしてございます。

そしてですね、コのところは、教育委員会委員の皆さん御存じだと思いますけれども、謝罪の会というものをよく行われるんですけども、その謝罪の会を実施するに当たっては、非常に後でトラブルになることもあります。

一方でですね、双方納得することができれば、有効な手段としてよく広くで

すね、学校現場でも行われているものでございますけれども。謝罪の会の記録票の作成もするということにいたしております。謝罪の会については、後程、項目がございます。

そして、聞き取り調査についてはですね、尋問的なものにならないようになりますね、特に被害児童生徒については、あなたが悪いのではないということをはつきりを伝えて対応するということを明記してございます。

そしてですね、詳細な聴取調査が完了した後には、時系列表、また、詳細な聴取調査報告書等ですね、学校の管理職及びいじめ防止対策校内委員会に提出するということを記載してございます。

スについては関係資料をそろえてですね、いじめ防止対策校内委員会で共有するとともにですね、学校の管理職といじめ防止対策校内委員会において確認する。

そしてセにおいてはですね、時系列表の記載でございますけれども、ここがですね、学校として、何の時系列表を書くのかっていうのが、いつもですね、分からないうっておっしゃるんですよね、現場の先生方は。どういったことかっていうと、Aさんに聞き取り調査をした場合には時系列はこうだったんだけどBさんに聞き取り調査をした場合には、時系列はこうだったっていうことが起りうるんですけども。

この時系列表には学校として認定した事実を明示すると。AさんBさんのそれぞれの供述内容については、詳細な聴取調査報告書において記載をしていただくことになりますので、時系列表については、学校として認定をした事実に基づいての時系列表の記載とするということを確認的に記載してございます。

そしてですね、ソについては、学校支援室長を通じてですね、学校が教育長に報告するという手続的な手順の記載をしてございます。

16ページの課題以降については、今申し上げた内容を少し分かりやすく表にまとめてですね、学校がいずれの時期にですね、どのように対応すべきかということを記載してございます。

そして22ページに飛んでいただきますけれども、ここには「教育委員会及び教育委員会事務局における対応」について整理してございます。

アについてはそのとおりですけれども、特にイですね、「教育委員会事務局は、いじめの被害を受けたとされる児童生徒又はその保護者等からの申告等を受けた場合は、相手方に対して学校に連絡し直すように促したり、教育委員会事務局では申告等を受理することができないという誤解を与えるような説明をしたりしてはならず、自ら当該申告等を受理しなければならない。」ということを規定してございます。よくあるのがですね、学校の先生に言ってもダメだから教育委員会事務局に電話している、だけれども教育委員会事務局には学校に電話するように言われるというような事案がよくあります。少したらい回し的なことがありますね、行われるというのは、よくあることなんですけれども、本市においてはしっかりと教育委員会事務局に連絡をしていただいた方については、教育委員会事務局において申告等を受理して、その記録を残すということにすると。被害児童生徒ですね、もう既に被害を受けている、あるいは、加害側もそうなんですけれども、何かお困り事があるものについて、教育委員会事務局に連絡をしていただいておるのに、「うちではなくて学校に連絡ください。」というようななたらい回しをすることがないようにですね、お願いをした

いと思います。いずれにしても、簡易な聞き取り調査等は実施していただくことになるので、簡易な聴取調査報告書を作成するというところは先ほどの学校と対応に変わりはございません。

そしてですね、先ほどの学校と同じような対応が続いてですね、才ですね。教育委員会事務局は学校又は自らがいじめの認知をした場合は、学校が適切に前記(1)に記載する対応を取ることができるように、必要な助言又は指導をするということを明文化してございます。ただし、当該いじめについて市の基本方針に沿った対応ができていないと、学校の対応に不備がある、又はその疑いがあるというときは教育委員会事務局の決定により、自ら詳細な聞き取り調査を実施することとします。この場合においては、いじめの客観的事実を確認するため、詳細な聴取調査に係る具体的な方針及びその体制については、教育委員会事務局が決定することとして、学校の教職員についても、その聞き取り調査等の対象とすることになります。

力については、学校の手続と変わりはございません。

あとは、ですね、クのところですね、本市は人口が8万人弱で、それなりに大きい市ではありますけれども、なかなかスクールロイヤーを雇用したり、委託したりっていうようなところは少し難しいわけでございます。しかしながらですね、法的な対応っていうのは教育現場でも行われて、スクールロイヤー等の職を設置している自治体も増えてきているところでございます。

そういうときのためにですね、教育長はいじめに対する適切かつ迅速な対応のために弁護士の助言を求めようとする場合は、市長にその旨を要請し、府内弁護士、市の顧問弁護士又は市長が指定する弁護士の助言を求めることができるという規定をしてございます。

スクールロイヤーを置けたらいいんですけども、少しちょとそれはできませんので、財政的にもいろんなところもありますので、少し難しいので、府内弁護士等を有効に活用していただくということでございます。ただ、少し問題がございまして、これらの弁護士がですね、個別のいじめの事象に対して具体的な助言をしたときについては、法第28条第1項及び法第30条第2項の規定する調査ですね、重大事態調査等、市長が実施する再調査においてということなんですけれども、この調査において、関与を助言した弁護士については、利益相反とかの可能性も出てきますので、調査において関与を控えさせることとなる場合もあることになりますので留意する必要がありますということが記載されてございます。

なので、現状において府内弁護士は今1名しかいませんので、市長公室の参考事が弁護士なんですけれども、その市長公室参考にあらかじめいじめ対応について、並行的に助言を得たりしていると、事後的な調査の構成員から外れていただく必要が出てきたりしますので、そこは少し注意をしていただく必要がございます。

あと、ケについてはですね、教育委員会事務局は弁護士に相談した案件であっても弁護士に全ての対応を委任することなく自ら対応することを基本とする。ただし、相手方が不当な要求を繰り返す等の特別の事情があるときは、この限りではないというところでございます。

コについてですね、教育長は、いじめに対する適切かつ迅速な対応のために教職員の加配の必要が生じた場合は、教育委員会にその旨を報告しなければな

らない。教育委員会はいじめに対する適切かつ迅速な対応のために教職員の加配の必要があると認めるときは、異動、人事異動ですね、異動、兼務等の人事上の措置を講じ、必要があるときは奈良県教育委員会に対して加配を求め、又は市長に加配について協議するものとすると記載してございます。

23ページの下の(3)、簡易な聴取調査の方法等についてでございます。ここはもう前回とあまり変わりませんけれども、結局ですね、いじめ被害を受けた直後、あるいはいじめを目撃した直後の児童生徒の供述というのは非常に重要なので、それをどう実施、聞き取り調査をするかっていうのが、今まであまり現場には示されてなかつたんですけども、ここでしっかりとどのように実施をするかというところを記載してございます。

まず、申告等を受けた場合は、簡易な聴取調査を実施します。もう現場でも行われていることだと思いますけれども、簡易な聞き取り調査を実施すると。ただですね、これよく問題になるのが、いじめの申告を受けた直後ぐらいに教職員が聞き取り調査をしますよね。聞き取り調査をしたときに蹴られました、どこを蹴られました、誰々さんに蹴られました、後でこれ言った言わないっていうのが、被害児童生徒あるいは加害児童生徒と教職員、学校側との間でトラブルになることがよくありますよね。あの先生に伝えましたって言っているのに、後で先生は、いやそのようなことは聞いていませんっていうことになることは結構いろいろないじめ事案でも、ほとんどの事例ではないんですけども、いじめ事象がたくさんあるので、一定件数としては一定割合としてはそういう事象がかなり出てきます。

そういう意味で簡易な聞き取り調査をしっかりと実施する。

実施の方法については、(ウ)のところですが、「簡易な聴取調査を実施する場合は、聴取方法の適切性や記録の正確性の確保の観点から、可能な限り複数の教職員で聴取することとし、複数の教職員で聴取することができないときは、聴取の様子を録音録画することに努める。」という記載をしてございます。あとで言った言わないみたいな話になってしまふと、やっぱりその被害を受けた児童生徒に対して何回も聞き取り調査をしなければならないというところで、積み重ねるようにその被害ですね、心情に対して影響を与えててしまうことになりますので、最初に録音録画するというのは、やっぱり基本的なことだということで御理解いただく。それが難しい場合もありますので、できるだけ複数の教職員で実施をするということを記載してございます。

そしてですね、ページめくっていただいて24ページの(オ)ですが、簡易な聴取調査において児童生徒に質問をする際は、その冒頭で確認しようとする事実を明示する。これもよくあるんですけども、いつのことを聞かれているか分からないと加害児童生徒側にとつては特にですね、全く身に覚えのないことについて聞かれても分からないので、何日の何時頃、どこどこでの場所、出来事、どのような態様のものか、方法についてですね、関係者とか、誰々に対する行為ですよっていうのを、事実を特定してですね、質問するよう努めるところでございます。

(カ)については、前回もこれ重要なことなんで、申し上げたかも分かりませんけれども、簡易な聞き取り調査において、児童生徒に質問する際は、抽象的な問い合わせとならないようにしつつ、回答内容を誘導したり、誤導したりすることのないように注意し、可能な限りオープンクエスチョンを用いて児童生

徒が自分の言葉で回答することができるようになります。これは先ほど申し上げましたけれども、A君から蹴られたんだよねって聞くんではなくて、何があったのってまず聞きますよね。これはもう教育現場でもこれ、もう広く用いていただいていることだと思いますけれども、これを可能な限りオープンクエスチョンを用いて、児童生徒の自由な言葉としてのですね、発言をまず述べますと。それでも聞き取れないという場合についてはですね、少し見方を変えていただくんですけれども、それでもなるべくクローズドにならないようにですね、配慮していく。その辺の技能を上げていただくというところが、最初の研修の内容にも含まれるのかなとは思いますけれども、ここにも記載がございます。

あとはですね、教職員によるセクシャルハラスメント及びその疑いが生じることを防止するためにも、教職員と異性の児童生徒が閉鎖的な場所で2人になることのないようにして、やむを得ず2人になる場合は、部屋の扉を開放するなどして閉鎖性を緩和して、可能な限り聴取の様子を録音録画するということに努める。

次に24ページ目の「イ 詳細な聴取調査」についてでございますけれども、詳細な聴取調査を実施する場合についてはですね、いじめ防止対策校内委員会で対応方針について決定しますので、これに基づいてですね、詳細な聴取調査を実施していただくことになります。

ただ、どの児童生徒を対象に実施すればいいのかっていうのは、各調査をしようとする人によってかなり大きくですね判断が分かれてしまうことが多いんですけど、なので、(イ)のところですが、「詳細な聴取調査は、被害児童生徒及び加害児童生徒並びに目撃した児童生徒のほか、それらの児童生徒と同じ学級に在籍しているなど、いじめそのものだけでなく、いじめの発生の原因や背景について何らかの事情を知っている可能性がある全ての児童生徒を対象に個別に実施する。なお、調査対象の児童生徒がおおむね10人を超えるなど、網羅的に詳細な聴取調査を実施すると教職員の負担が著しく大きくなる場合は、事案の内容に応じていじめ防止対策校内委員会の決定により、あらかじめアンケート調査を実施してその結果を考慮した上で調査対象の児童生徒の人数を絞ることができる。」という記載をしてございます。結構ですね、いじめの関係で被害児童生徒とか目撃児童生徒ですね、聞き取りを最初に絞ってしまうと、その事案にしか聞き出せないんですよね。

案件によっては、実はこの前もAさんはBさんからいじめられましたよみたいな証言って結構得られることっていうのがあるので、ある程度範囲をあらかじめ絞ることなく、少し広めに取りましょうということが記載されてございます。ほかにもですね、恒常的にいじめられていましたみたいな証言って結構出ることがありますので、そういう考え方を記載してございます。

録音録画についても先ほど申し上げたとおりですが、先ほど簡易な聴取調査のところは努めると書いていましたけれども、詳細な聴取調査については、時間的余裕もありますので、聴取の様子を録音録画するという記載をしてございます。あとは、オープンクエスチョンとかも先ほど申し上げたとおりですね。

あとはですね、25ページの(コ)のところですね、これはある程度訓練とかも必要かも分かりませんけれども、「被害児童生徒に対して詳細な聴取調査を実施する場合は、なかなか寝付けないことがうかがわれたり、手首の傷跡や

表情が変わらない様子が見られたりするなど、自殺の兆候がないかどうかに注意する。自殺の兆候が見られたときは、希死念慮の有無を確認して差し支えない。」ということを記載しております。

あとはですね、26ページの上ですが、(サ)のところで、詳細な聴取調査において児童生徒が聞き取りを担当する教職員に対し、他の教職員や保護者に秘密にしてほしい旨の申出が出ることがあります。児童生徒からですね、先生には話すけどほかの先生には言わないでほしいであったりとか、保護者には伝えないでほしいであったりっていう申告を受けることが結構あると思います。そういう場合にどう対応すべきか。というところが現場では分からないうっていう声がよく聞かれるので、他の教職員や保護者に秘密にしてほしい旨の申出があった場合でも、信頼できる教職員と情報を共有する場合があるものの、秘密は守られる旨を説明し、詳細な聴取調査報告書の聴取内容への記載は省略しないと、これはもう聞き取ったやつはもう全部書くという方針を明らかにしています。

保護者に当該情報を共有するかどうかについては、児童生徒の年齢や当該情報の内容を考慮して、いじめ防止対策校内委員会において判断することとします。だから、他の先生に秘密にしてほしいであったりとか、保護者には秘密にしてほしいであったりという申出って結構受けますよね、現場の先生って。だけどそういう場合に、抱え込んでしまうと、組織的な対応ができないことになってしまって、それはしないということですね。ちゃんと信頼できる先生と情報を共有する場合はありますよっていうのは、もうその時点で伝えないといけない。ただこれを伝えたところでやっぱり言わないでおこうっていうことには、基本的にならないはずなので、これはやっぱり秘密にしますねって言っていたものが後で違う先生が知っていたっていう方が、対象児童生徒が傷ついてしまうので、あらかじめ共有する場合はあるんだけど、秘密は守られますよという説明をするということが大事だということが書いております。保護者に対しては、児童生徒の年齢とか、当該情報の内容を考慮してって書いていますけれども、児童生徒ですね、児童の年齢が低くなればなるほど保護者への情報共有の必要性っていうのは高くなります。なりますよね。で、年齢が上がれば上がるほど、その必要性が相対的に低くなりますけれども、ただ、当該情報の内容を考慮してっていうのも書いていますけれども、例えば実は保護者から虐待を受けていますっていうような相談内容とかを受けることもあると思うんですけども、その場合に保護者にも情報共有していたらそれはだめなので、その情報の内容を考慮して、だけどその教職員が判断するんじゃなくていじめ防止対策校内委員会で判断するという組織的な対応をするということを記載してございます。あとはですね、簡易な聴取調査とほぼ同じですよね。

あと、(タ)のところですね、「学校は、加害者とされる児童生徒がいじめを否認した場合その他被害者とされる児童生徒との供述が一致しない場合は、それぞれの供述について、他の証拠による裏付け・付合、知覚・記憶・表現の条件・供述経過、供述者の立場・利害関係、供述内容の自然性・具体性・迫真性、供述態度等に着眼してその供述の信用性を判断する。なお、防犯カメラの撮影画像等の客観的な証拠がないことのみを理由として、供述の信用性の判断や事実の認定を怠ることのないようにする。」よくですね、被害児童生徒あるいは加害児童生徒、保護者と学校がトラブルになるのは、被害児童生徒と加害

児童生徒の供述内容が一致しません。だから学校としては何も判断しませんっていう手法を取るケースが多いんですけれども。

それではですね、法律上、事実関係は明らかにする義務が学校とその設置者に対して課されていますので、その義務を果たしたとは言えないので、不可能なこともあると思いますけれども、できるものについては、事実認定を怠ることがないようにするということを記載してございます。

あとは、26ページについては、被害者生徒に対する指導及び支援について記載してございます。先ほどとかぶる部分は省略しますけれども、(ウ)について、「教職員は、簡易な聴取調査、詳細な聴取調査を実施する場合その他の指導をする場合は、自尊感情が傷付かないように留意し、いじめの被害を申告したり自己の価値を否定したりするような内容等の書面の記載に対して、安易に「素晴らしい」、「GOOD!」などの誤解を招くコメントを付さないように留意する。肯定的な内容のコメントを付すときは、「勇気を持って申告できて素晴らしい。」などのように、肯定的に評価する対象が何であるかを具体的に明示する。」

これはどういったことかっていうと、現場の教職員の皆さんには、例えば自学ノートであったりとか、先生と毎日意見を交換したりするのとか、やり取りとかすることがありますけれども、「GOOD!」とかいう印鑑を持ったりしていますよね。スタンプを持ったりしてますんでそれを定型的に押すことが結構行われていると思います。

あるいは、手書きであったとしても「素晴らしい」とか、「いいですね」とか、文字で書いたりすることもあると思いますけれども、その定型的なものを書いてしまうと、例えば、児童生徒が「死にたいです。」とか書いていたり、いじめの被害を受けて、「もう本当につらいです。」みたいな記載に対して、

「GOOD!」と入っていたらそれはおかしいので、そういうことがないようにその記載によってですね、先生方にとっては定型的なコメントを付しただけかもしれませんけれども、そのコメントをもらった被害児童生徒側については、さらに自尊感情を傷付けてしまうということになりかねないので、そういった問題があるということをもう少し注意書き的に書いています。ただ、素晴らしいっていうふうに書くとしても、それをちゃんとここで書けたんだね、勇気を持って書けたんだねっていうことに対して素晴らしいと、これは別に問題ないと思うんですけども、そこが少し誤解を招くことないように注意をすると、そういうことが現場の教職員の先生を守ることになりますよという意味合いで記載してございます。

あとはですね、かぶらないところ(カ)ですね、「学校は、被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて学校教育法第35条第1項又は第49条に基づく出席停止措置を講じたりして、被害児童生徒が適切に教育を受けられる環境を確保する。」

(キ)「学校は、被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、被害児童生徒又はその保護者からの申出がある場合は、必要に応じて被害児童生徒を別室において授業を受けることを認める。当該申出が被害児童生徒からであった場合は、その保護者に対し、被害児童生徒を別室において授業を受けさせ、又は受けさせた旨を説明する。」

(カ)、(キ)に関してですけれども、これはよくあるのは、いじめが発生して、いじめの被害を受けたとされる児童生徒が別室での授業を受けさせられているっていう事例が結構あって、それって反対ではないんですかというふうによく指摘されますけれども、そういうことをちょっと抑止するものとして(カ)ですね、加害児童側に対する出席停止措置とかを講じたりして、被害児童生徒が適切に教育を受けられる環境を確保するということを記載してございます。

ただそなはいうものの、被害児童生徒が別室で授業を受けた方が望ましい場合とかってありますよね、本人がそう望んでいたりする場合もありますので、だから被害側からの申出がある場合については、被害児童生徒を別室において授業を受けることも、これは問題ないと。ただ、保護者じゃなくて、被害児童生徒から、申出があった場合には、きちんと保護者に対して、事後的なものであっても、被害児童生徒を別室において授業を受けさせ、又は受けさせた旨を説明するということが必要になるということを書いております。保護者の知らないところで別室授業が行われているっていう状態が続かないようにしなければならないということを記載しております。

あと(ク)についてはですね、「教職員は、被害児童生徒又はその保護者からの申告等の内容が真実よりも誇張され、又は過剰な表現であると感じる場合であっても、「対応が大変な被害児童生徒及びその保護者」という偏見を持つのではなく、そなならざるを得ない背景や事情があった可能性があることも踏まえ、誠意を持って対応する。」

結構ですね、モンスターペアレントという言葉もあるように、いろんな保護者の方いらっしゃいますけれども、一旦はですね、その申告内容について、少し誇張されているな、あるいは過剰な表現だなというふうに思われるものであってもですね、偏見を持つことなく、まずは誠意をもってしっかりと対応するということが必要であるということを記載してございます。

あとは、(コ)についてですけれども、「いじめがインターネットを通じて行われた場合において、被害児童生徒に対する誹謗中傷や、社会的評価を低下させ又は平穏な私生活を乱すこととなる文脈でその実名や住所等の個人を特定できる情報をインターネット上に書き込みがされたときは、被害児童生徒又はその保護者の申出により、市長は、府内弁護士又は市長が指定する弁護士に発信者情報開示の手続をさせることができる。」この場合において、府内弁護士等はですね、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることとあります。これはいじめ防止対策推進法上に規定されているところですが、法務局又は地方法務局の協力を求めることができるという規定もございます。そこは弁護士に対応させるということです。ただ、現状においてですね、弁護士1名しかいないので、それがインターネットの発信者情報開示とかができるかどうかっていうところは、少し限界もあるんですけれども、一応できる規定において、充実をすると。そういう体制もですね、整ってくるのかな、方向性として記載していると。

28ページ目のですね、イについては、「加害児童生徒に対する指導及び支援」についてでございます。ここは青木委員からも前回指摘ございましたが、

(ア)「教職員は、加害児童生徒に対し、心理的な孤立感や疎外感を与えることがないようにするなど一定の教育的配慮の下に、自身がした行為がいじめで

あるとの認識を明確に持たせ、直ちにいじめをやめるよう指導をするとともに、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵害する行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して実施する。」と。ただしですね、下の i から iv までのものに該当するものについてはですね、

「あなたの行為はいじめですよ。分かっているんですか。」っていうような指導を特にする必要ないと思うので。ただ、重大なものについては、これはいじめに該当しますっていうものをしっかりと明確に持たせる必要があるということも他の事例でも指摘されているところです。

一方ですね、いたずらに追及をするんではなくて、心理的な孤立感や疎外感を与えることがないようにするなどは一定の教育的配慮が必要であるというところですね、ここは文部科学省が出している指針、一つの指針をですね、参考に記載しているところでございます。

あとは、(イ) のところで、「教職員は、加害児童生徒がいじめをした背景にある要因について、加害児童生徒の内面、行動面、家庭その他の環境を理解する観点を持って指導する。」

あとは、(オ) のところですね、被害児童のところで少し触れましたけれども、学校は、被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止措置を講じたりして、被害児童生徒が適切に教育を受けられる環境を確保する。ただですね、これは法律的な問題点が少しありまして、出席停止措置については法律の規定もあるのであれなんですかけれども、別室指導をですね、継続した場合に少しそれが不適切ではないかと指摘されている事例があります。最近も少しニュースがありましたよね。別室において指導する場合は、あらかじめ加害行為の態様、被害の状況及び被害児童生徒の登校の状況を考慮して、その期間の目安を定める。加害児童生徒及びその保護者に説明した上で実施することとし、その期間においても適切に授業を受けることができるよう努めなければならない。他の自治体で問題になっていたのは、加害児童生徒等に対して別室指導をしているんですけれども、その期間があらかじめ示されずにですね、少し漫然と行われていたこと、また、その別室指導においてその授業を受けさせていなかったことなどですね、少し不適切ではないかというような指摘が法的な観点からもなされていたところですが、そういう事例を踏まえましてですね、しっかりと別室指導をする場合の注意点等を記載しているところでございます。

29ページには、「ウ 謝罪の会の留意点」を記載してございます。

(ア) ですが、「謝罪の会とは、いじめが発生した際に加害児童生徒が被害児童生徒に対して、自身の行為を謝罪し、反省の意を示すために設けられる場のことであり、それにより被害児童生徒が納得し、和解することができれば、加害児童生徒及び被害児童生徒の相互理解が進み、いじめ関係をなくす契機となり得るものであり、教育現場において広く用いられている。」ものであります。

(イ) 「教職員が謝罪の会を設ける際は、事実関係が明らかでないまま謝罪を行うこと又は児童生徒の理解が得られないまま謝罪を行うことは、表面的、形式的な謝罪にとどまり、加害児童生徒にとっては謝罪すること及び被害児童生徒にとってはいじめを許す意思表示を強制され、謝罪が本来持つべき反省を

促すことや、被害児童生徒が本心から許すことが望めず、再発防止の効果が期待できないどころか、児童生徒同士又は児童生徒及びその保護者と教職員の関係をより悪化させることにつながる可能性があることに留意する。」ということを記載してございます。

「また、加害児童生徒にとって話し合い自体が精神的に苦痛であり、その状況から逃れるために、納得していないでもその場だけ謝罪をすれば開放されるという考え方の下で謝罪する可能性があるというのを留意する。」ことを記載しております。

(ウ) のところですが、「教職員が謝罪の会を設ける際は、その目的及び前記(イ)に記載する欠点があることについて十分に意識した上で、加害児童生徒及び被害児童生徒の意見を確認し、謝罪すること及びいじめを許すことについて加害児童生徒及び被害児童生徒の双方が納得していることを確認の上で行う。」と記載してございます。そして、「謝罪の会実施記録票」の様式等も定めてございます。

そして(カ)のところですが、「教職員は、謝罪の会を設けたことで、いじめが一段落ついたものと安易に判断し、被害児童生徒の継続的な見守りを怠ってはならない。」

そしてですね、謝罪の会がですね、第三者委員会の調査報告書で問題視される事例って結構あるんですよ。あるんですけども、ただ、広く用いられている手法ですし、教育的な効果も実際あるわけですね。

なので、デメリットだけをですね、強調して、その教育的な効果が見込まれるもの、現場の教職員が回避する傾向が少し過剰に出てしまってそれはよくないことだと思うので、(キ)の記載がございます。

「謝罪の会は、前記(ア)から(カ)までの留意点を踏まえて行われる限り、教職員の対応に問題があるとされることはない。」と記載が追加されてございます。

30ページ目は、縦5「特に配慮が必要な児童生徒」に対してのことが記載されてございます。

縦6についても「保護者や地域住民との連携」についての記載がございます。「学校は、学校運営協議会において、市の基本方針や学校の基本方針にいじめの防止等の対策について説明する。」ということも記載してございます。

あとは、警察との具体的な連携についてでございます。

31ページ目の縦7「関係機関との連携」、(1)「警察等の具体的な連携方法」、アとして、「学校は、加害児童生徒が次の対応の犯罪行為をしたことを発見し、又は認知した場合は、いじめの認知の手続を待たず、躊躇することなく即時に警察に通報するものとする。」ということを記載してございます。

(ア)から(ソ)までありますけれども、いずれも悪質なものですね。「被害児童生徒を殴ったり蹴ったりする暴行を加え、身体の複数箇所に出血若しくは内出血等の傷害を生じさせ、又は骨折等の重大な傷害を生じさせたとき。」、

「繰り返し被害児童生徒を殴ったり蹴ったりする暴行を加えたとき。」、「被害児童生徒をハサミやカッターナイフ等の刃物で切り付け、又は切り付けようとしたとき。」、「暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたことにより、被害児童生徒が同意しない意思を形成させ、性器や胸、尻を触ったり、裸や下着姿にして写真又は動画を撮影したりしたとき。なお、加害児童生徒及

び被害児童生徒の性別は問わない。」、「断れば危害を加える旨を申し向け、金品を要求したり、オンラインゲームのアイテムを購入させたりしたとき。」、「被害児童生徒の所有又は管理の財布やスマートフォン等のおおむね1万円以上相当の金品を窃取したとき。」、「繰り返し被害児童生徒の所有又は管理の金品を窃取したとき。」、「被害児童生徒の所有又は管理の自転車や制服等のおおむね1万円以上相当の器物を損壊させたとき。」、「繰り返し被害児童生徒の所有又は管理の器物を損壊させたとき。」そこに書いているものは、いずれも重大な犯罪にも該当するものでございますので、これはいじめ認知の手続を待たずに躊躇することなく即時に警察に通報するものとします。

あと、1万円以上相当の金額を記載するかどうかっていうところを教育委員会委員からも指摘いたしましたけれども、そのいじめの該当性の判断ではないので、警察に通報するかどうかのところの記載でございますので、警察はやっぱりその被害金額が何円相当以上かどうかっていうのはやっぱり重要視しますので、そこは記載せざるを得ないかなと思います。ただ、一方で1万円以下だからいいとか1万円未満だからいいとかそういうことではないと思いますので、これはあくまで警察との連携をするべき場合かしない場合かっていうところの線引きを判断するための一つの基準だと考えていただけたらと思います。

あとですね、ここに記載されている即時に警察に通報すべき事案についてはですね、令和5年2月7日付けの文部科学省初等中等教育局長通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」というものですね、参考として行うものでございます。

少し飛びますけれども、34ページ「(2) 児童福祉課及び児童相談所等との具体的な連携方法」についてです。

特にですね、警察に通報すべきものについては、児童福祉課とも情報共有すると。触法少年であったり虞犯少年であったりとか、これは児童相談所への通告することも考えられますので、本市としての窓口は、一旦は児童福祉課ですので、児童福祉課と情報共有をすることとします。そうですね。あとは、そこに記載されているとおりでございます。

34ページ目の(3)ですね、「転校先の学校等との連携方法」等について記載しております。転校した場合にですね、いじめの被害を受けていたかどうかについて、転校先の学校としっかり情報共有がされていなかったということが問題視されることがたまにあります。ただ、転校先は違う学校という別の組織なのでどこまでの情報を共有すべきかというのを学校あるいは教育委員会事務局が悩むことがよくあると思います。そこで一つの方針として記載してございますが34ページの(3)です。

アのところですね、「学校は、加害児童生徒又は被害児童生徒が他の香芝市立学校に転校し、又は進学した場合は、転校先又は進学先の学校に対し、当該いじめ及びそれに関して学校等が講じてきた対応の内容並びに当該児童生徒に係る配慮を要する事項について、情報提供する。」

イですね。「学校は、加害児童生徒又は被害児童生徒が香芝市立学校以外の学校に転校した場合は、転校先の学校に対し、当該いじめ及びそれに関して学校等が講じてきた対応の概要並びに当該児童生徒について配慮を要する事項について、情報提供する。ただし、被害児童生徒については、あらかじめその保

護者の意見を聴いて、情報提供しないこととすることができます。」、ウは「学校は、加害児童生徒又は被害児童生徒が香芝市立学校以外の学校に進学した場合は、その保護者の求めがない限り、進学先の学校に対し、当該いじめ及びそれに関する学校等が講じてきた対応の概要並びに当該児童生徒について配慮を要する事項等について、情報提供することを要しない。」と記載をしてございます。なので、香芝市立学校内同士で転校したり、進学したりする場合は基本的に同じ、学校設置者が同じですので、情報は共有することになります。

ただ、違う市ですね、学校あるいは私立に転校した場合についてはですね、あえて違う地域の学校を選んで転校している場合ってあるんですね。被害児童生徒も、本来あってはならないことですけれども、いじめ被害が原因で転校を余儀なくされる事案って結構あります。その場合にですね、その転校先の学校あるいは学校の設置者等情報共有すべきかどうかっていうのは結構難しいところなんですね。なので、そのイに記載しているとおりですね、基本的には対応していただくということで、構わないんじゃないかなと。通常の内申とかね、進学とかは言えると思いますけれども、それ以上に具体的にこういういじめの被害を受けて、このことに対する配慮が必要かどうかっていうのは、やっぱり保護者の意見とかやっぱり尊重しなければならないので、そういうところを書いているところです。あとは、当事者への情報提供については一般的なことを記載してございます。

35ページの必要な設備についても、前回記載しているとおり、前回から特にですね、変わっているところについては、相談室の整備ですね。結構空き教室とかがある学校が増えてきてますんで、相談室っていうのをしっかりと整備してあげないと、こういったいじめ対応のヒアリングとか聴取調査とかに影響が出てしましますんで、眠っている空き教室であったりとか、ちょっといらぬものが置かれている物置的に使われている教室であったりとかをしっかりと整備をして、相談室として設置をするということが望ましいのではないかと考えてございます。こういった場合の、そのいじめ被害や犯罪の被害を受けた場合のその聞き取り方っていうのも、先ほど少し触れましたけれども、聞き取る環境っていうのもすごく重要視されています。ところが普通の教室しかないですね、今学校、相談室を設けてくれている学校もあるんですけども、市として何か一定の考え方を持って整備しているわけではないので、相談室をしっかりと、できるだけ全校に設置をしてですね、こういった場合のカウンセリングであったり、ヒアリングであったりとかそういう環境をしっかりと整備をする。

また、録音録画が大事だっていうことを言いましたけれども、それをすることができる装置を備えるということも必要だと思うので、こういったところですね。少し司法面接とかでも結構研究が進んでいますので、どういったものを置くべきかとか、窓がいるのかとか、時計が見えるように置くのかとか、席の配置は対面なのかとか、斜めL字型なのかとかいろいろあると思いますけれども、そういうところを工夫した上で、しっかりと相談室の整備をしていただくということが必要ではないかなと思います。

具体的にどういうふうに整備するか、教育委員会で決めていただいたら結構だと思いますけれども、そのための予算措置等も私の方で必要があれば、させていただく趣旨で相談室の設置というところを記載してございます。

あとは36ページ以降についてはいじめ重大事態についてですね、いじめ重大事態についての定義の確認をまずいたしますが、法第28条1項の規定でございます。1項には1号2号ございますので、それぞれ定義どおりです。(1)、(2)、(3)、(4)までが注意点として書いております。(1)はもう記載のとおりでございます。

(2)については、相当の期間の定義ですね、28条1項2号の相当の期間ですが、いじめの防止等のための基本的な方針、これは文部科学省の策定しているものですがそこに記載する不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただこれ、よくあるのがですね、30日を機械的に計算してしまって、30日じゃなくて29日だから相当の期間に該当しない。したがって、重大事態認定しないって行われている実態とか結構あるんですけど、それは考え方として誤っていますので、目安としては30日ですよと。そして、長期休暇や大型連休を挟んだ場合などにおいては、休業日以外の日のみを日数に参入するのではなくって、実質的に欠席することを余儀なくされている状態にある日数を算入して相当の期間の該当性を判断する必要があるという記載をしてございます。

例えば7月15日頃からいじめの被害を訴えて欠席が続いたままですね、本市では7月20日に終業式を行うことが通例ではありますが、そのまま終業式を迎えてその後、夏季休暇を挟んで、9月1日の始業式を迎ても、なお欠席が続く場合は、休業日を除いて30日間を数えることとして同月30日頃に、相当の期間が経過したものとするというのは、これは遅きに失するわけです。ですので、こういう場合は遅くとも同月15日頃までには相当の期間が経過したものと判断すべきであると考えられるという。一定の考え方を記載してございます。

別にこれが9月10日であってもいいし、9月5日頃であってもいいと思いますけども、その状態に応じてですね、夏季休暇期間は日数に数えないんだから9月30日まで30日計上しないんだっていうのは、それはちょっと対応が遅れる原因になりますので、その当たりの注意点を記載してございます。ほかの第三者委員会調査報告書でも同じような指摘がありますので、それを反映している。

あと、もう一つ、また以降の段落ですが、例えば10月1日頃からですね、いじめの被害を訴えて欠席が続いたものですね、同月20日頃の、例えば定期試験の実施日だけ頑張って登校してですね、その後、再び欠席が続いたというような場合は、当該児童生徒はですね、定期試験の重要性に鑑みて、通常よりも努力して登校したものと考えられることから、一旦登校した事実があったとしても改めて、30日じゃなくて、また1から数えましょうかっていうことがないようにしましょうというところを記載してあります。

あとはですね、(3)については、これは法解釈ですが、いじめの重大事態の定義自体が、1号2号のその疑いがあることっていうところですので、例えば欠席することが余儀なくされている状態についていじめが原因の一つとして、含まれている疑いがある場合はですね重大事態認定をしないといけないわけですよね。だけど、その欠席することを余儀なくされている状態、すなわち不登校の原因についてですね、いじめの被害も含めて複合的である場合も考えられるわけです。

その場合にですね、いじめが不登校あるいは欠席を余儀なくされている状態

の唯一の原因ではないから、重大事態の該当性を否定しますっていう判断をされる場合ってあるんですけど、それは誤りですよというふうに記載してございます。もちろんですね。だから、重大事態調査の結果としていじめと欠席することを余儀なくされている状態との因果関係が否定されたり、その主因がいじめであることが否定されたりする場合もあり得るということも書いてございます。

あと、(4)の疑いがあると認めるときですね、重大事態については疑いがあるときということなので、調査の結果として、いじめの存在が否定されたり、いじめと欠席することを余儀なくされている状態との因果関係が否定される場合も想定されますので、いじめが存在しないことが明白であって、いじめと児童生徒の生命身体又は財産の重大な被害との間又はいじめと欠席することを余儀なくされている状態との間の因果関係がないことが明白でない限りですね、いじめとの因果関係が不明であるからといって、そのことを理由として重大事態認定しないという考え方も誤りであるということの記載でございます。

あとは、39ページの縦2については、法律に基づいてですね、重大事態が発生した場合は、教育長から、市長、本来教育委員会ですけども、教育長から市長への報告をしていただくと。また、保護者への報告ですね。

重大事態調査の主体の決定ですね。39ページのイのところですけれども、重大事態調査の主体は、学校に設置するいじめ防止対策校内委員会又は教育委員会に設置する香芝市いじめ防止対策委員会のいずれかです。そのいずれかっていうのは、先ほど申し上げたような趣旨を考慮して決定します。香芝市いじめ防止対策委員会の構成員について、ウに記載してございます。

あとは、重大事態調査の進め方については、基本的には調査組織に委ねられるものでありますので、必要な様式等について定めているところが42ページぐらいまで続きます。42ページのウについてはスクールカウンセラー等との情報共有についての記載がございます。これは、先ほど申し上げたとおりですね。あとは、被害児童生徒への聴取が困難な場合の措置ですね。被害児童生徒の入院や死亡等によって被害児童生徒への聴取が不可能な場合は、保護者への聴取を実施する。

そうですね。あとは、結果の公表等記載してございます。

基本的には、公表する方向で事務を行うという旨が記載されてございます。あとは、46ページに、重大事態調査の結果については、これを再調査する権限が市長にございますので、そのときの考え方を記載してございます。

基本的には、市の基本方針等に沿って対応が行われていたかどうかに対しての調査が、香芝市いじめ防止対策委員会あるいはいじめ防止対策校内委員会においてしっかりと調査されたものかどうかという観点から、再調査の実施の要否を判断したいと私としては考えてございますので、その辺りの調査をしていただくことになります。

今後の見直し等ですね、これについては先ほど事務局からの説明があったとおりですね。必要に応じて今後も開催をしていく。

かなり長時間に及びましたけれども、一通り見ていただきました。教育委員会委員の皆さん、教育長ももちろんですけれども、もうあらかじめ見ていただいておると思いますが、前回も御意見たくさんいただいて、それはなるべく反映させていただいているので、その上で何か、御意見、御質問等ございまし

たら、ぜひよろしくお願ひいたします。

○ 田中委員

丁寧に御説明いただきありがとうございました。市長の方から説明いただき理解が深まりました。基本方針については、前回よりも御丁寧なものにしていただきたいことは重々承知の上でのお願いでございます。

仕事柄今、幼児教育に就学前の教育に携わっていることがございまして、遊びの中に学びがあるということで、国の方でも就学前の教育を重点的に方針に定められているところがございます。いじめに関しましても、小学校に入学したからといって発覚するものではなく、就学前に人間関係を構築する前の適切な関わりというの、随所に見られると思います。

逆に不適切な関わりも就学前の施設ではたくさん見られると思います。それについて、制裁とか懲罰とかではなくて、発達段階に応じて保育士の皆さんが子どもたちの発達段階に応じた、支援を援助していただけるような研修等をしていただけないとありがたいなというふうに思います。

保育所に関わりましては、いろいろな勤務の体制もございまして、研修の時間が設けられないというふうな声も聞いております。まあ、早朝あるいは日常それから夕方ですよね。すごいタイムスケジュールの中で勤務なさっているので、なかなかそちらの方で厳しいとは思いますが、ぜひともこれだけ丁寧なものを立てていただいているので、そのいじめの芽が見えているかも分からぬことを就学前の保育士の方にもお伝えいただきまして、いじめの芽を摘むではないですけれども、発見していただけて、よりよい方向に子どもたちを育んでいただいて御指導いただきたい。

もう1点は、学校には教員の勤務の見直しっていうところで、たくさんの方々が学校に入っておられる現状もございます。こちらの方には教員だけにとどまらず、教職員という文言が随所に見られました。私も学校において管理職も経験させていただきましたが、なかなか研修となると、教員を中心にして進めていた自戒の念もございます。

様々な形で職員の方々にも子どもたちもいろんなこういういじめの場を目撃される場合もあるかも分からぬですので、報告、連絡、相談システムが取られるようなシステムを構築していただけたらなと思います。

私のちょっと間違えかも分からぬんですけど、先日東京であった水筒に薬を混入するという小学生による事件がありましたが、教員が発見したとは報道されてなかつたように思います。子どもが見つけて相談したのは、もしかしたら支援者の方々じゃなかつたのかなという報道を目にしたこともございますので、その方が、何らかのシステムで教員に上げていただけて、未然に飲むのを防げたというようなことも、これからもあるかも分からぬので、学校に働く全ての人たちが子どもたちの安全安心を守っていただくような使命を持って、働いていただけるようなことをしていただけたらありがたいなといったお願いでございます。以上でございます。

○ 三橋市長

はい。貴重な御意見ありがとうございます。

何か。特に1点目について、子ども家庭部長から。

○ 佐竹子ども家庭部長

はい。御意見ありがとうございます。

私どもも就学前の子どもたちの支援ということで、保育士への研修というところには、力を入れてまいりたいというふうに考えてございますが、おっしゃるようになかなか、やはり現場で時間が取れないというところが現実でございます。

これに関しましては、次年度に向けて、新たな現場の意見も聞きまして、研修の体制を整えていきたいというふうに考えてございます。御指導の方よろしくお願ひいたします。

○ 三橋市長

そうですね、以前からも、市長部局の方で子ども家庭部と共にですね、意見交換をしている中で、確かな保育理念を持ってですね、公立保育所等を運営しているこうということで、日々研究を重ねてくれているところだと思います。

そういったことも踏まえてですね、田中委員から御意見をいただいた就学前における保育等のその段階においてもですね、こういった考え方について、保育士等も含めてですね、研修する機会を、なかなか難しい中ではありますけれども、設けることができないかですね。よりよい保育、あるいは就学前教育ですね、においてもできないかどうかについてもですね、引き続き研究を進めて、できることを共にやってまいりたいと思います。

あとは、田中委員がおっしゃっているその教員ではない職員というと、その支援員とかそういうことですかね。

○ 田中委員

スクールサポーターとかですね。

○ 三橋市長

そうですね。

基本的に学校の教育活動に携わってくれている人たちも、ここでいう教職員に当たるものだと思いますけれども。それが正規の教員、講師も含めて、その教員だけではなくて、その他携わっていただいている方々にもですね、浸透をできるようにですね。これは教育委員会もそうです。していただく必要があるのかと思います。

○ 小西教育長

やっぱり大事なことですので、常にそういうことを心掛けながら、今もやっておりますけども、更に協力的に子どもたちを守るためにやっていきたいなと。しっかり計画的にやらせていただく。はい。

○ 三橋市長

はい。青木委員。

○ 青木委員

第1回目から3か月経ちましたけれども、私たちの意見をですね、尊重していただきましたこと、また、今日は非常に詳しく御説明していただきましたので、本当にありがとうございます。

非常にですね、表とか図も入りましたし、市長さんが説明してくれはったことっていうのは、特によく分かりやすくしたというのもありますけども、この文言といったことが非常によくできているように思います。そしてですね、より具体的かつ有効的なという部分で、当該児童生徒だけでなくてですね、保護者、また、教職員を守ることができるようものが出来上がったと思います。

そしてそこにはですね、もうQ&Aのごとく詳しく書かれておりますので、実際に方針として申し分ないよう思います。

これからは、現場の運用がどのようにできるかに懸かっていると思います。

まず、いじめ予防のための未然防止の人権教育であるとか、また、ここにもありましたように、自分たちを守るための、また、人権侵害の救済のための行動といったことを私たち実施していかなければいけないんだなと深く感じておりますし、また、いじめ早期発見の手段としてのアンケートは、今まで2回のところ3回に増やすなど非常に有効なわけでございます。

ただ、今、子どもたちが思っていることを言える環境、そのためにタブレットでの相談、教育委員会とつながる何かホットライン等もあるかと聞いておりますし、法務局や児童相談所又はNPO法人なんかでも、その他、法務局の方ともLINE相談が最近非常にケースが増えてきております。

また、ミニレターや電話相談もありますので、ただ情報がですね、学校とうまく共有できているかっていうところに今まで問題がございました。

こういった諸機関と学校がうまく事象の共有、連携ができるで素早く対応できることが望ましいと非常に感じております。

そしてですね、小さいことだと見過ごしがちな自分勝手な判断、これを今後組織、チームでしっかりと動いていく。

そのために、校内いじめ対策委員会の有効的な活用の方はここで述べられておりました。

本当になかなか今まで名前はあれど、しっかりと動いてない部分が、ここでは実際にしっかりと動いていくものではないかなと思っております。

あと、一つお願いがございます。何かといいますと、この一番最後に書かれておりますような、例えば方針の改正とか、それから見直し、それも含めてなんですけども、教育にはいろんな諸問題がございます。

このような総合教育会議をこれからもぜひ開催していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 小西教育長

香芝市いじめの防止等のための基本的な方針の改正に当たり、子どもたちをいじめから守る、学校教育委員会が成すべきことが詳細にまとめられています。明確になりました。

先ほども市長からもありましたけど、本方針47ページに記載があります。その内容が全国的にも先進的な事例であるため、法の改正など以外にも、実際に学校現場において運用していくに当たって改善する必要がある場合には、必要な手続を経た上でになりますが、その際には改正していく旨を明記していた

だいでいることは大変ありがたいなと思います。

しっかり学校現場と連携を図りながら、直すべきところは直し、さらに良いものにやっていける。これは全て子どものためでございますので、今後、本方針を香芝市内の教職員にしっかりと周知し、この運用については指導助言をしっかりとしていきたいなと思っております。

○ 三橋市長

はい。ありがとうございます。

教育長も、教育委員会委員の皆さんも御理解をいただきありがとうございます。

また、この香芝市いじめ防止等のための基本的な方針の立案に当たってですね、様々な観点から御意見をいただきて、事務局の方もですね、教育部、また、市長部局ですね、非常に研究を重ねられて努力をしていただきて、ここまでまとめていただくことができた。まず感謝したいと思います。

このいじめ防止対策については、私の公約に基づく重要施策でございまして、教育委員会と連携しながらですね、この香芝市いじめの防止等のための基本的な方針のこの改正をするに至っていることについては、大きな1歩を踏み出すことができたなというふうに思っております。

小中学生のみならずですね、これから入学してくる児童生徒をしっかりと被害児童生徒のみならずですね、加害側に回ってしまう児童生徒のためにもですね、しっかりと本市はいじめに対して対処する街であると、こういう体制を整えるとともにですね、本市で、香芝市立学校で勤務してくれている教職員の皆さんにとっても、この方針に基づいて適切に対処していただくことができれば、自らを守ることにもなるというものだと思っております。この基本方針という名称ですけれどもいかなる場合に、いかなる者が、いかなる時期に、いかなる行動をすべきかということが、この記載そのものから看取することができるものだと思いますので、そういう意味においては全国的にも先進的な事例であると考えられますけれども、これを実際に学校あるいは教育委員会事務局等で運用していただくに当たっては、様々な課題も出てくると思いますので、今後必要に応じてですね、改正に向けても前向きにですね、日々研究を重ねてまいりたいと思います。今回につきましてはですね、おおむね固まっておりますけれども、事後の修正等について、軽微な修正についてはですね、会長たる私、また、事務局に御一任していただくということでよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

また、本日欠席の委員の皆さんには事前にですね、説明もさせていただいて、御意見もお聞きした上での開催でございましたけれども、本日の結果についても欠席の委員に対しても報告をしっかりとしていただくようにお願いをいたします。その上でですね、早ければ今月中にはですね、最終、軸修正等を経て正式に体制をさせていただくということでおろしくお願ひいたします。

はい。それでは、進行事務局に返します。

○ 事務局

長時間にわたりまして、委員の皆様におかれましては御協議いただきまして誠にありがとうございました。

先ほど市長からもございましたように、本市の方で香芝市いじめ防止等のための基本方針案について文言等の軽微な修正につきましてはさせていただいて策定させていただくようにいたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回香芝市総合教育会議を終了いたします。お忙しい中ありがとうございました。

○ 一同

ありがとうございました。

閉議 午後0時10分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証し、署名する。

令和7年12月 1日

香 芝 市 総 合 教 育 会 議

市 長 三 橋 和 史

教育長 小 西 友 吉